

防管装第3278号
18.3.31

長官官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

民生品等の活用のためのガイドラインについて（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、この実施に遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：民生品等の活用のためのガイドライン

民生品等の活用のためのガイドライン

1 ガイドライン作成の背景

取得改革及び調達改革においては、装備品等の調達価格の低減、供給ソースの多様化の追求及び競争原理の強化等を図るため、民生品の活用を推進することとし、防衛庁の規格・仕様書の見直し等を実施してきた。

平成11年度より、全ての規格・仕様書について集中的に見直しを行い、平成14年度までに、507件の民生品の活用による改正を含む合計10,231件の改正・廃止を行うなど一定の成果があった。

しかしながら、民生品については、技術革新が著しいものであるとともに、この結果として陳腐化、部品枯渇などを起こしやすい特性を有するところ、民生品の活用の判断については、具体的な装備品等の調達に際して、その時々の民生品に関する最新の情報に基づき、適切に実施することが必要である。

このため、総合取得改革では、民生品に関する情報の収集整理の在り方や民生品活用の際の考慮すべき点について検討を行い、装備品等の調達のプロセスに、民生品活用の検討のための標準的なプロセスを導入する等のためのガイドラインを策定することとした。

2 ガイドラインの目的

部隊運用上の必要性を確保しつつ、装備品等の調達価格の低減、供給ソースの多様化の追求、競争原理の強化等を図るため、民生品及び他国の軍隊や自衛隊で使用されている軍事量産品（以下「民生品等」という。）の活用のためのガイドラインを作成し、民生品等の活用に係る評価項目等を明示するとともに、装備品等の調達プロセスにおける民生品等活用の検討のための標準プロセスの導入を促進し、もって民生品等の適切な活用を促進する。

※民生品とは、一般向けに販売等される製品であり、市場や特定ユーザーの要求に併せ若干の修正を施したものも含む。

3 民生品の活用に係る基本認識の整理

防衛専用品は、特殊な仕様のもので多いため、供給企業が限定され、市場原理が働きにくく、調達価格が高止まりの傾向なのに対し、民生品は、汎用的仕様のため、一般的に防衛専用品と比べ生産量が多く、供給企業も限定されないことから、量産効果や市場原理により防衛専用品より価格が低めで、さらに、

入札時にも、多くの供給企業が参加することによって競争原理に基づく調達価格の低減が期待できる。また、民生品は、標準的に提供されるカスタマイズやオプション（追加部品等）を利用することによって、少ない費用の追加で部隊運用上の必要性を満たす場合も多い。

また、民生品は、技術革新が著しく、市場の需要に対応して常に新しい技術が採用されるため、最新技術の早期取得ができる他、民間等で多量に使用されている製品については、使用者からのクレームに対しての不具合対策等が施されるなど、一般的に市場における熟成度が高く、より安定した品質、性能となっている場合が多い。

さらに、民生品は、需要に対し迅速に対応すべく市場の需要に先行して生産され、製造企業や流通業者が在庫として保有しているため、短期間での調達が可能である。

このように、民生品の活用により期待される効果がある一方、民生品は、技術革新が著しいため、頻繁なバージョンアップなどにより生産期間、市場寿命が短く、結果として陳腐化、部品枯渇などを起こしやすいなどの活用に当たり考慮すべき点がある。

このため、民生品の活用に当たっては、このような活用する場合の効果や考慮すべき点などについて、十分認識した上で、適切に実施する必要がある。

4 民生品等活用の検討のための標準プロセスの導入及び民生品等の活用に係る評価項目の設定

各幕僚監部等で実施している仕様書作成業務フローの中の「仕様の大綱」又は「仕様書（案）」の作成の前に以下の民生品等活用の検討のための標準プロセスを追加し、調達を行う全ての装備品等及びその構成部品を対象として民生品等の活用を検討する。

検討を行った結果、活用できる民生品等が無い場合には、防衛専用品について検討する。

また、従前の仕様書を使用して調達を実施する場合にも、以下の標準プロセスにより検討を行い仕様書を見直す。

(1) 民生品等活用の検討のための標準プロセス

① 民生品等に関する情報の収集

以下に示す手段等により、必要とする情報を継続的に収集する。

なお、情報の収集に当たっては、必要な情報について積極的に収集するとともに、情報の客観性を確保するため、当該民生品等の関係企業以外からの情報も可能な限り収集する。

ア 収集手段

(ア) インターネットの活用

業界団体や企業のホームページ、企業データベース、標準化団体のサイト、一般電子商取引サイト（価格比較サイト、オンラインショッピングサイト等）等を活用し、製品情報、企業情報等を取得する。

(イ) 庁内データベースの活用

活用事例を体系的に整理、データベース化し、庁内で共有する仕組みを活用することにより情報を収集する。

(ウ) 企業の営業活動等による情報の活用

企業の営業活動や業界団体、企業等が主催する製品に関わる展示会等により収集した製品カタログ等の情報を蓄積、整理する。

(エ) 市場調査機関等の出版物等による情報の活用

市場調査機関や業界団体等が発行する報告書、年鑑等を活用し、製品情報、企業情報等を取得する。

(オ) 公示による情報収集（資料提供招請）

製品に関する情報提供の要請を公示することにより、企業等から情報（カタログに明示されない仕様等）を収集する。

イ 収集する情報

(ア) 製品情報

- 価格（製品調達価格及び維持経費（一部改造することにより部隊運用上の必要性を満たすような民生品等の場合は、その改造経費を含む。））
- 仕様（機能、性能及び操作方法等（一部改造することにより部隊運用上の必要性を満たすような民生品等の場合は、その改造内容等を含む。））
- 同等品との比較情報
- 販売情報（供給元企業及び販売代理店等）
- 生産情報（年間生産量等、過去の生産状況及び今後の生産見込み等）
- 普及状況（販売実績、市場シェア等）
- 在庫状況
- 調達リードタイム
- バージョンアップ状況等（履歴及び今後の予定又は見通し並びに過去のバージョンのメンテナンスや部品供給態勢等）
- 不具合発生情報
- 民間等の規格・標準の使用状況等

(イ) 企業情報

- 全省庁統一入札参加資格の取得状況、資格等級
- 財務情報（年間平均生産・販売高、自己資本額、流動比率、営業年数、機械設備等の額）
- 企業格付情報
- 当該民生品等に関する取引実績
- メンテナンス態勢
等

(ウ) 技術動向情報

- 技術動向（当該民生品等に係る技術動向、標準化動向等）
等

(エ) 活用事例情報

- 自衛隊における同種の民生品等の活用事例
- 他国の軍隊における同種の民生品等の活用事例

② 検討対象の選定

①で得た活用し得る民生品等に関する情報から、部隊運用上の必要性を満たしつつ活用し得る民生品等について幅広く選定する。

選定に際し、要求性能等については的確に解釈するとともに、一部改造することにより部隊運用上の必要性を満たすような民生品等も含める。

③ 民生品等の活用に係る評価等

②で選定した検討対象の民生品等を、(2)に示す項目について、以下の手順で防衛専用品と比較・評価する。

ア (2) ①「経済性」について、防衛専用品と比較し、防衛専用品より経済的な民生品等を選定する。

イ アにおいて選定した民生品等について、(2) ①「経済性」以外の評価項目について、各評価項目に示す評価指標の評価基準をもとに評価し、活用し得る民生品等について選定する。

（評価基準の一部を満たさない場合においても、特段の部隊運用上等の問題が生じず、全体として活用できる見込みのある製品は、活用可能な民生品等として選定する。）

④ 仕様書（案）等の作成

③において選定した民生品等をもとに「仕様の大綱」又は「仕様書（案）」を作成する（③において選定した民生品等が複数ある場合は、その中の最も経済的な民生品等をもとに仕様書（案）等を作成する。）。

(2) 民生品等の活用に係る評価項目

① 経済性

ア 評価の観点

民生品は、一般的に防衛専用品と比べ生産量が多く、供給企業も限定されないため、市場原理により防衛専用品より価格が低めであり、入札における競争原理に基づく調達価格の低減も期待できる。

イ 評価指標

(ア) 調達価格（一部改造することにより部隊運用上の必要性を満たすような民生品等の場合は、その改造経費も含める。また、装備品等の構成品として、民生品等を活用する場合は、活用による装備品等の仕様の一部変更等の経費など、全体経費に及ぼす影響を考慮して比較する。）

・評価基準等：防衛専用品と比べ経済的であること。

(イ) 供給可能企業数

・評価基準等：複数存在する方が望ましい。

② 調達の安定性

ア 評価の観点

民生品は技術革新が著しいため、最新技術の早期取得ができるなどの効果があるが、一般的に生産期間、市場寿命が短く、部品枯渇等を起こしやすいなどの活用に当たり考慮すべき点がある。

イ 評価指標

(ア) 生産の継続性

・評価基準等：生産が、極端に短期間で中止となる予定が無く、当面の生産継続の見込みがあること。

(イ) バージョンアップへの対応

・評価基準等：当該民生品等の過去のバージョンの部品供給についての態勢が整っており、当該装備品等の使用期間における部品の供給の見込みがあること。

※使用期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に示す耐用年数を目安とする。

(ウ) 供給可能企業の財務状況等

・評価基準等：確固とした経営基盤を有し、安定した経営が行われていること。

(エ) 生産可能企業数等

・評価基準等：できる限り多数が望ましい。

③ 信頼性

ア 評価の観点

民生品のうち民間等で多量に使用されている製品については、不具合対策等が施されるなど、一般的に市場における熟成度が高く、より安定した品質、性能となっている場合が多い。一方、民生品は、不特定の企業が製造していることや、汎用的に開発されるものであることなどから、運用側から防衛専用品と同等の信頼を得ることは難しい場合がある。このため、製品としての信頼性、供給元企業の信頼性等について確認する必要がある。

イ 評価指標

(ア) 当該民生品等の普及状況等

- ・評価基準等：当該民生品等が市場に普及しているとともに、使用する技術が、技術動向や標準化動向と合致していること。

(イ) 民間等の規格・標準の使用状況

- ・評価基準等：JIS、ISO等の民間等の規格・標準を使用していること。

(ウ) 不具合発生状況

- ・評価基準等：不具合発生が少なく、発生した場合も、迅速で確実な対応がなされていること。

(エ) 供給元企業の信頼性

- ・評価基準等：確固とした経営基盤を有し、安定した経営が行われているとともに、業界や市場において信頼性を有していること。

④ 整備性

ア 評価の観点

民生品は、特殊な技術、部品等を使用することが多い防衛専用品と違い、一般的に標準的な技術・部品等を使用しているため、供給企業だけでなく、それ以外の複数の企業によりメンテナンスが受けられるという効果がある。一方、民生品は一般的に生産期間が短いとの特性を有するところ、メンテナンス態勢等について確認する必要がある。

イ 評価指標

(ア) 供給企業のメンテナンス態勢

- ・評価基準等：供給企業におけるメンテナンス態勢が整っており、当該装備品等の使用期間におけるメンテナンスの見込みがあること。

(イ) バージョンアップへの対応

- ・評価基準等：当該民生品等の過去のバージョンに対するメンテナンス態勢が整っており、当該装備品等の使用期間におけるメンテナンスの見込みがあること。

(ウ) 当該民生品等の普及状況

- ・評価基準等：当該民生品等が市場に普及していること。

(エ) 供給企業以外のメンテナンス可能企業数等

- ・評価基準等：できる限り多数が望ましい。

5 その他

本ガイドラインの標準プロセスが、各幕僚監部等で実施している仕様書作成業務フローの中で行われ、民生品等の活用の検討が実施されていることについて、各幕僚監部等の会計監査等の際、点検を行う。

また、本ガイドラインの標準プロセスにおいて得られた情報等は、部隊運用上の必要性を策定する際も活用し、可能な限り民生品等の活用について考慮する。